

市第 125 号議案

西区みなとみらい一丁目所在市有土地の減額貸付け
次のように貸付料を減額して財産を貸し付ける。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

1 貸し付ける財産の表示

土地

所 在	地 目	地 積
西区みなとみらい一丁目 3 番の 1 の一部及び 3 番の 2	宅 地	m ² 50,733.74

2 貸付けの相手方

西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号

株式会社横浜国際平和会議場

代表取締役 渡 辺 巧 教
社 長

3 貸付条件

(1) 使用目的

会議センター、展示場、ホテル及び国立大ホールマリンロビーの敷地として使用する。

(2) 貸付期間

ア 会議センター、展示場の一部、ホテル及び国立大ホールマリンロビーの敷地

平成 3 年 7 月 29 日から令和 3 年 7 月 28 日まで

イ 展示場の一部の敷地

平成 11 年 11 月 1 日から令和 3 年 7 月 28 日まで

(3) 貸付料等

ア 貸付料

年額 625,048,860 円

イ 減額期間

令和 3 年 4 月 1 日から同年 7 月 28 日まで

提 案 理 由

株式会社横浜国際平和会議場に対し、財産の減額貸付けを行いた
いので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（ 抜 粋 ）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（第 7 号から第 15 号まで及び第 2 項省略）

株 式 会 社 横 浜 国 際 平 和 会 議 場 に 関 す る 調 書

- 1 設立年月日 昭和 62 年 6 月 3 日
- 2 業務内容
 - (1) 国際会議及び国内会議並びに文化、学術等に関する各種催物の企画、誘致及び開催
 - (2) 内外商品等の見本市及び展示会の企画、誘致及び開催
 - (3) 会議施設、展示場、商談室、宿泊施設及びこれらに附帯する施設の賃貸及び管理運営
 - (4) その他附帯する事業
- 3 現資本金額 7,565,000,000 円

減額しないとした場合の基準貸付料

年額 935,122,232 円

減額貸付けに係る土地位置図



凡 例	
-----	町 界
////	貸付予定地